

平成24年1月第4回亶理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成24年1月27日第4回亶理町議会臨時会は、亶理町役場仮庁舎西会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 鈴木高行

9 番 鈴木邦昭 10番 渡邊健一

11番 四宮規彦 12番 高野進

13番 熊澤勇 14番 佐藤アヤ

16番 鞠子幸則 17番 佐藤實

18番 安細隆之

○ 不応招議員（1名）

15番 島田金一

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長	齋藤邦男	副町長	齋藤貞
総務課長	佐藤仁志	企画財政課長	佐藤浄
震災復興推進課長	高橋伸幸	税務課長	日下初夫
町民生活課班長	吉田美和子	保健福祉課長	阿部清茂
産業観光課長		都市建設課長	古積敏男
兼わたり温泉鳥の海所長	東常太郎	会計管理者	齋藤良一
上下水道課長	作間行雄	会計課長	遠藤敏夫
教育長	岩城敏夫	学務課長	酒井庄市
生涯学習課長	佐々木利久	農業委員会事務局長	

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸子司	庶務班長	牛坂昌浩
書記	櫻井直規		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 提出議案の説明

日程第4 議案第1号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第7号）

日程第5 議案第2号 教育委員会委員の任命について

日程第6 農業委員会委員の推薦について

午前10時00分 開会

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、15番島田金一議員より欠席の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、13番 熊澤 勇議員、14番 佐藤アヤ議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（安細隆之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のと

おりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、議案2件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本日、第4回亙理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議いただきます案件は、議案2件であります。よろしくご審議方お願いを申し上げます。

まず、議案第1号 平成23年度亙理町一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億1,547万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ419億8,616万6,000円とし、あわせて債務負担行為の追加を行うものであります。

それでは、今回の歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

2款総務費の主なものにつきましては、国の第3次補正予算で追加されました東日本大震災復興基金交付金11億2,266万2,000円を亙理町震災復興基金に積み立てるものであります。この交付金は東日本大震災により被災した市町村に対し、平成23年度から10カ年間で実施する地域の実情に応じた住民生活の安定や、コミュニティの再生事業及び地域経済の振興・雇用維持対策事業等に対し交付されるもので、東日本大震災復興交付金事業に該当しない被災者生活支援に係るソフト事業に充てることのできる交付金であります。当該事業につきましては、現在取りまとめ中であり、今後平成32年度まで年度ごとに知事の承認を受けた上で、事業を実施して行く予定になっております。

3款民生費につきましては、仙台市の阿部建設株式会社様から「仮設住宅のコミ

ユニティ支援」を目的に100万円のご寄附をちょうだいしたことから、以前より仮設住宅における自治組織づくりの支援を委託しているNPO法人「生活習慣改善センター」に対し、仮設住宅表札作成の支援業務を委託する費用等として100万円を増額補正するものであります。

4款衛生費につきましては、東日本大震災の影響から、ごみの収集運搬・処分に要する経費に加え、し尿処理に要する経費が増加していることから、亘理名取共立衛生処理組合ごみ処理負担金として803万7,000円、し尿処理負担金として1,035万円を増額補正するものであります。

続いて、6款農林水産業費についてご説明いたします。東日本大震災復興交付金事業である被災地域農業復興総合支援事業費の補正につきましては、「亘理町ストロベリーファーム事業」、「亘理町いちご団地造成事業」及び「農業用機械施設整備事業」に係るものであります。

「亘理町ストロベリーファーム事業」においては、いちご栽培用施設設置業務委託料として2億5,102万5,000円を12月補正予算において予算措置しているところではありますが、事業の実施主体が町でなければならないことから、造成事業に係る測量試験業務委託料等として1,030万1,000円を残した上で、2億4,072万4,000円を減額し、工事請負費に2億1,566万8,000円増額補正するものと、いちご栽培用施設の備品購入費として1,213万9,000円を増額補正するものであります。

「亘理町いちご団地造成事業」につきましては、吉田地区に約70ヘクタールのいちご団地を造成するものであり、造成事業に係る測量試験委託料等として1億640万3,000円を増額補正するものであります。

「農業用機械施設整備事業」につきましては、津波により耕作用機械が流されてしまった農業者に対し、貸し出しする農機具を購入する事業であり、1億2,936万7,000円を増額補正するものであります。

10款教育費につきましては、中央公民館事務室及びエントランスホールの空調設備が故障し、使用できない状態になっております。空調設備については開館当初から使用しているため修理するための部品も既になくことから、それぞれ個別にエアコンを設置するための費用として1,500万円を増額補正するものであります。

次に、11款災害復旧費についてご説明申し上げます。

初めに、農業施設災害復旧費につきましては、東日本大震災により被災した農村

環境改善センターを改修するに当たり、その実施設計業務に係る委託料として619万5,000円を増額補正するものであります。

次に、体育館災害復旧費につきましては、佐藤記念体育館及び日就館、荒浜体育館、吉田体育館の災害復旧に要する経費であります。佐藤記念体育館及び日就館の災害復旧に係る経費につきましては、12月補正予算に委託料及び工事請負費を計上しているところでございますが、3月の「まるごとフェア」開催に間に合わせるため、その実施設計を都市建設課で行うこととし、委託料593万9,000円を減額するものと、支援物資の運搬等により傷んだ床の改修など不足する工事費として1,210万1,000円を増額補正するものであります。荒浜体育館及び吉田体育館につきましては、災害査定が3月中旬になる見込みであることから、本体の災害復旧工事費については新年度予算に計上するものとし、実施設計に係る委託料1,453万2,000円を増額補正するものであります。

勤労青少年ホーム災害復旧費につきましては、災害復旧工事費等については新年度予算に計上するものとし、その復旧に係る実施設計委託料771万8,000円を予算計上するものであります。

次に、歳入予算の主なものについてご説明を申し上げます。

9款地方交付税につきましては、被災地域農業復興総合支援事業費、体育館施設災害復旧事業費、農業環境改善センター及び勤労青少年ホームの復旧事業費に係る震災復興特別交付金として410万7,000円増額補正するもののほか、調整財源としての特別交付税3,944万7,000円を増額補正するものであります。

13款国庫支出金につきましては、体育館施設に係る災害復旧費国庫補助金として968万8,000円、被災地域農業復興総合支援事業費に係る被災地域農業復興総合支援事業交付金として2億2,989万5,000円、被災地域農業復興総合支援事業費、農業環境改善センター及び勤労青少年ホームに係る東日本大震災復興交付金として760万8,000円を増額補正するものであります。

14款県支出金につきましては、歳出の亘理町震災復興基金積立金でご説明申し上げましたとおり、東日本大震災復興基金交付金として11億2,266万2,000円を増額補正するものであります。

16款寄附金につきましても、歳出の中でご説明いたしましたとおり、仙台市の阿部建設株式会社様から「仮設住宅のコミュニティ支援」を目的に100万円の貴重な

ご寄附をちょうだいいたしました。衷心より御礼を申し上げます。

次に、債務負担行為につきましては、平成24年度で更新となる財務会計システム及び町民乗合自動車車両リースについて、平成23年度からその準備に入る必要があることから、債務負担行為として平成24年度分の限度額を設定するものであります。

次に、議案第2号 教育委員会委員の任命についてであります。現在5名の教育委員会委員のうち、佐藤徳美委員の任期が平成24年1月31日をもって満了となります。佐藤委員におきましては、数々の教育行政課題の解決のため鋭意努力をいただいておりますことから、引き続き教育委員会委員の職を担っていただくことが最善であると考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

以上の提出議案であります。慎重ご審議賜りまして原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。提出議案の説明といたします。

議長（安細隆之君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 議案第1号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第7号）

議長（安細隆之君） 日程第4、議案第1号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第1号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億1,547万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ419億8,616万6,000円とするものでございます。

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、13ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳出でございしますが、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費40万円の増額でございします。これにつきましては、3月11日に行います亶理町合同慰

霊祭の委託料の不足する分を増額補正するものでございます。

次に、9目消費者行政費でございますが、補正額はございませんが、1節の報酬から7節の賃金に同額を組み替えるものでございます。

12目基金管理費11億2,266万2,000円の増額でございますが、これにつきましては国の第3次補正で追加されました東日本大震災復興基金交付金を亘理町震災復興基金積立金に積み立てを行うものでございます。

13目事務改善費47万9,000円の増額でございますが、4月1日から中町南区と北区が統合すること及びあぶくま信用金庫が町の収納代理金融機関に指定になることに伴いまして、関係する電算システムの改善費用の委託料として増額補正するものでございます。

14目諸費26万9,000円の増額でございますが、総務経費になりますが、新たに設置いたしました通学路の防犯灯の電気料として74万4,000円の増額。また、被災いたしました地区の防犯灯の電気料を町が負担するというに伴いまして、地区が負担する分がなくなったことから、防犯灯維持管理補助金101万3,000円を減額補正するものでございます。

次に、3款民生費3項1目災害救助費100万円の増額でございますが、仮設住宅の入居者で希望される方全員の表札を作成するための材料費として、消耗品55万円、またその作成支援等に伴います委託料といたしまして45万円を増額補正するものでございます。なお、この原資につきましては仮設住宅コミュニティ支援費として、仙台市の阿部建設株式会社様からいただきました100万円を充てているものでございます。

次のページをお願いいたします。

15ページになりますが、4款衛生費2項1目清掃総務費803万7,000円の増額。同じく、3目し尿処理費1,035万円の増額補正でございますが、ごみ処理及びし尿処理におきまして東日本大震災の影響などからそれぞれ不足が生じることから、亘理名取共立衛生処理組合負担金といたしまして、亘理町分の負担分を補正するものでございます。

6款農林水産業費1項4目農業振興費2億2,297万3,000円の増額でございますが、右側の説明にございますが、20被災地域農業復興総合支援事業費の補正が主なものでございます。

まず、いちご栽培用施設設置業務委託料 2 億4,072万4,000円の減額でございますが、これにつきましては12月補正予算で予算措置しておりました委託料のうち、事業の実施主体が町でなければならないことなどから、測量試験業務委託料分等の1,030万1,000円を残して、残りを全額減額いたしまして、新たに工事請負費に予算の組み替えを行うものでございます。

次に、いちご団地造成事業測量試験業務委託料等につきましては、亘理町いちご団地造成事業として、管理施設や約70ヘクタールのいちご団地を造成するための測量試験委託料として1億640万3,000円を増額補正するものでございます。

15節工事請負費につきましては、ただいまご説明いたしました委託料で減額いたしました分をいちご栽培用の施設設置工事費といたしまして、事業費を精査の上、2億1,566万8,000円を増額補正したものでございます。

18節備品購入費でございますが、被災地の農機具がなくなってしまった農家に対しまして無償で貸し付けを行うため、トラクターや田植え機の購入費用として1億4,150万6,000円を増額補正するものでございます。

7款商工費1項2目商工振興費23万2,000円の増額でございますが、中小企業振興金融融資制度におきまして、代位弁済による損失補償金が発生したために、補てんするために補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

10款教育費4項2目公民館費1,500万円の増額でございますが、中央公民館のエントランスホールと事務室の空調設備が使用不能となっていることなどから、改修工事としてそれぞれ新たにエアコンを設置するための費用でございます。

11款災害復旧費1項1目農林水産施設災害復旧費619万5,000円の増額でございますが、東日本大震災により被災しました農村環境改善センターを改修するに当たりまして、その実施設計委託料を補正するものでございます。

同じく、3項1目保健体育施設災害復旧費2,069万4,000円の増額でございますが、13節の委託料といたしまして荒浜及び吉田体育館を改修するに当たり、その実施設計委託料を補正するものでございますが、佐藤記念体育館及び日就館につきましては、12月補正予算で実施設計委託料を予算計上しておりました。その実施設計を都市建設課で行うこととしたため、計上しておりました593万9,000円を減額した859万3,000円を増額補正するものでございます。

15節工事請負費につきましては、佐藤記念体育館及び日就館等の改修工事に不足する工事費といたしまして1,210万1,000円を増額補正するものでございます。

同じく、6項1目労働施設災害復旧費の771万8,000円を増額補正につきましては、勤労青少年ホームの災害復旧に係ります実施設計委託料を補正するものでございます。なお、今回実施設計委託料を計上いたしました全施設の復旧工事につきましては、すべて新年度の当初予算に計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますけれども、9ページのほうをお開き願いたいと思います。

歳入でございますが、初めに9款1項1目地方交付税4,355万4,000円を増額でございますが、歳出でご説明申し上げました各施設の復旧事業費等に係ります震災復興特別交付税として410万7,000円、不足する分の調整財源といたしまして特別交付税3,944万7,000円を増額補正するものでございます。

13款国庫支出金2項国庫補助金でございますが、初めに6目災害復旧費国庫補助金968万8,000円を増額につきましては、体育館施設に係る補助金といたしまして、8目農林水産業費国庫補助金2億2,989万5,000円を増額につきましては、歳出でご説明申し上げました6款農林水産業費の被災地域農業復興総合支援事業に対します交付金といたしまして、同じく9目総務費国庫補助金760万8,000円を増額につきましては、被災地域農業復興総合支援事業費、農村環境改善センター及び勤労青少年ホームに係ります東日本大震災復興交付金として補正するものでございます。

14款県支出金2項1目総務費県補助金11億2,266万2,000円を増額でございますが、これにつきましては東日本大震災復興基金交付金として交付されるものでございます。

15款財産収入2項2目物品売払収入106万4,000円を増額でございますが、これにつきましては大畑浜、吉田浜の海岸林の被災クロマツの売り払いを行います3月までの収入金でございます。

16款1項、次のページになりますが、1目寄附金100万円の増額でございますが、仙台市の阿部建設株式会社様から仮設住宅コミュニティ支援費として貴重なご寄附をちょうだいいたしております。心から御礼を申し上げますところでございます。

最後になりますが、4ページをお開き願います。

第2表債務負担行為の補正でございますが、追加2件でございます。いずれも平成24年度で更新となります財務会計システムと町民乗合自動車車両リースについて平成23年度から準備が必要なことから、債務負担行為として、平成24年度分の限度額を638万1,000円と292万9,000円をそれぞれ設定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） まず、第1点目は14ページ、3款3項1目です。仮設住宅へのコミュニティ支援事業で、先ほども説明ありましたが、何枚の表札をつくる予定なんですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 現在仮設住宅に入居されている方で、一応予定としては1,100世帯分を予定しております。以上です。

議長（安細隆之君） 16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） それでは16ページ、6款1項4目18節です。それぞれの農機具の種類ごとに何台ずつ貸すんですか。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 今のところ、機械につきましてはトラクターが8台、田植え機が13台でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 最後に4ページです。債務負担行為ですけれども、それぞれ現時点でどこの業者とリース契約をしているんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） まず財務会計システムリースにつきましては、株式会社ぎょうせいでございます。それから、町民乗合自動車車両リースにつきましては、トヨタレンタリースでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 鞠子議員の質問と関係するんですけれども、16ページです、6款1項4目の18の備品購入費。今の説明だとトラクター、田植え機それぞれ8台と13台なんですけれども、例えばまだちょっと時期が先なんですけれども、稲刈りと

か乾燥機とかの備品といいますか、その関係はどうなっていますか。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） これにつきましては、また補正で対応したいと思います。

というのは、今回田植え機とトラクターというのは、春作の部分を早急に補正をとりまして対応したいと考えておりますので、乾燥機等については、また時期新たに補正しまして対応したいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） そうするとトラクターと田植え機で21台ありますけれども、この保管場所と、あともう一つ購入先ですか、機具の購入先は今決まっているのか、入札になるかわかりませんが、どう考えているのか。2点。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 今のところ保管場所というのは、あくまでも個々に貸し出す人、機械を貸そうとする相手は集団組合か、あとは担い手の方という形になります。保管場所につきましては、集団組合等についてはその集団組合の保管場所。あと組合と個人につきましては、保管場所については個人でとりあえず今は保管していただきたいと考えております。

また、業者の選定につきましては、入札をかけてやっていきたいと考えております。また、選定につきましてはまだちょっと考えておりません。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 今のページですけれども、農業の復興総合支援事業の関連で、多分9月の補正で地域支え合い体制づくり事業の園芸療法拠点事業で7,800万円、これを補正していると思います。そして、12月にこれを民生費から農林水産業のほうに6,005万円かな、これを組み替えしている。そういう関連の中で、この園芸療法事業と今回の事業の中に含めた場合、どのような関連があるのか。そういうのは含まれてこれを執行するのか、支援事業をね。園芸療法と。その辺の関係。そして、12月に組み替えているけれども、この中で賃金とか旅費とかそれは残しているわけですね、民生費のほうに。それも執行する関係はどのような関連をもって今回の事業、そしてこの2億、幾らだっけ今回は。この事業は多分今からいって3月には終了しないだろうと。そうした場合、繰越明許になるのか。その辺の関

連についても、トータル的な考え方を教えてください。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 先ほどのご質問でございますが、地域支え合い事業というのは厚労省の事業でございます、今考えているのは園芸療法。いちごファームをつくりまして、そこに高齢者の引きこもり、そういうもろもろの人たちをいちごファームのほうに行きまして園芸療法をやりたいということで、この厚生労働省の関係につきましては、ある財団、法人のほうに、園芸療法ということで今の健康状態をチェックしたり、血液検査、あとは今後の健康管理をするための座談会などを3月中に開催するような予定で今準備中でございます。

今回のこのいちごファームの関係の造成工事費でございますが、この分につきましては、当初は町主体ではなくて農協さんのほうでやっていただくような考え方は持っていたんです。ところが、ずんずん国のほうの要領、要綱を読んでいきますと、町が主体で建ててそういうものを運営していきなさいというような状態になりましたので、急遽組み替えをした次第でございます。そういうことで、今回は2ヘクタール分の園芸療法をする施設の設計と測量、そしてまずそれをやって、3月中旬ころにそれに基づいて工事を発注したいと。早急に園芸療法を行うべきいちごファームを早目に創設して、避難している高齢者の関係の場所として提供していきたいと考えております。そういうことで、確かに今議員さんおっしゃるように工事費等については、繰り越しになる予定でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 私が言っているのはね、今回のこの支援事業が大きい金なんですけれども、9月、12月に組み替えた中にも多分工事費も入っているし、賃金の750万円も入っていると思うんです。それらの執行が可能状況になるとは思われないのね。賃金とか、750万の賃金を組み替えする。今からやったらそれは消化できないだろうと思います。その説明のときは、これは仮設住宅の方々をファームに連れて来て、そこに払う賃金だという説明をしていると思います。そういう形の形態には今回の補正予算の事業執行においては、ならないと。そうした場合、支援、園芸療法の支援事業は成り立たないと。言っていることはね。だから、この中で、その園芸療法にどのような形で包含するのかわからないけれども、そう

いろいろないきさつとか、今回の事業の推進の仕方とか、園芸療法というのはいいと思うんだけど、年寄りの方々は仮設住宅の中でなかなか行き場所がなく、そういうのを取組もうとしている形はいいんだけど、実際に9月に補正して12月に組み替えして、今回1月末でこういう執行状況になった場合、ずっともう半年くらいおくらせてしまうのね、予算はとったけれども。そういう状況だと、このお金はまあきれいな形で進むか進まないかわからないけれども、対象者に対しては余りいい形では還元できないのではないかな。そういうことを考えるのね。

やっぱりこういうことをやる時にはスムーズに動くとか、どこかの、もしこの園芸療法でなかったら、別なところに方向転換してこの方たちをサポートしてやるような方法とか考えるべきではなかったのかなと私は思うんですけど、その辺について。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 鈴木議員の指摘のとおりでございますが、今回この施設を創設するに当たって、町の予算の軽減を図るべきいろいろな事業とコラボをしながらやっていこうというのが現実だったんです。そのことで、農業の主体ではできない分野から、厚生労働省のほうから補助金をもらいながらこの施設をつくろうとしたのが最初の考えでございました。ただ、いろいろと事業が、国のほうでいろいろと小出しで、事業の補助事業が、メニューが出た中でいろいろ展開はあったんですが、じゃあ最初の目的である園芸療法を切り捨てるということはできませんでした。ということは、あくまでもやっぱり高齢者の引きこもり、そういうものに対処するためにはやっぱり必要だなと、やっぱりいちごファームをつくってそこに来てもらって、生きがい、そういうものを構築していただければいいのかなということではやってきました。

ただ、先ほど議員が指摘のように、このファームができないことには確かにこのご老人たちが来た中で、じゃあ賃金等を払うことができるのか。確かに、今回は3月までの予算でございますので、その辺は若干落とさざるを得ないのかなとは考えております。

いずれ早目に、この事業だけは早目につくって、来年度に向けてそういうことをやっていきたいなと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。以上でこ

ざいます。

議長（安細隆之君） 8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 私、9月に言ったことがあったんですね。この地域支え合い体制支援事業、これ多分総体で民生費の関係で1億3,000万円の補助事業だという話を聞いて、じゃあ1億3,000万円が民生で消化できなかつたら農政のほうに来るとか、こういう体制に持っていったという話を聞いたんだけど、実際1億3,000万円の事業がね、仮設住宅が5カ所あれば5カ所につくったらどうですかという提言もしてるはずですよ。それを公共ゾーンに1カ所で支援体制をつくるというような話、あのころ企画財政課長かな、という回答をもらったんだけど、こういうふうに7,800万円も余すような形になれば、実際の話、当初の計画の段階から1億3,000万円をきれいな形で消化するんであれば、仮設住宅5カ所にこういう支援体制の組織図をつくって、そこでこれを執行していったらもっともって仮設の方々は喜んだんじゃないかなと。今になって遅いと言われるかもわかんないけれども、そういうのもやっぱり企画の中でやるべきなんですよ。こっちに振ったのがこのような結果になったと。違いますか、考え方からすれば。まともな執行は、1億3,000万円民生費で来ているんだったら民生費の事業として組むべきだったんです。それをできない、やらなかったということがこういう結果を招いたと。だれか答える人いればどうぞ。回答をお願いします。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 私のほうの予算のみが、確かに大きくウエートを占めているのは事実でございます。ただ、現実的に今の地域支え合いの中でやっていくというのが、今議員さんおっしゃったように、仮設住宅の中で一番大きい東郷のほうの仮設住宅につくってる状態でございます。そういうことで、いずれそこでいろいろとやっていきながらと考えておるんですけれども、まあその辺ちょっと今保健課長のほうから答弁することですので、保健課長のほうからお願いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 当時は確かに私でございましたけれども、あのときの経緯から申し上げますと、まずサポート拠点事業と、とりあえず産業観光課長のほうが説明しております園芸療法につきましては、全く別事業でございました。サポー

ト拠点事業につきましては、あくまでも拠点施設を1カ所というのが原則というようにスタートしておりましたので、そちらの立場としてはあくまでも公共ゾーンを中心に運用を進めていきたいと、そこに新たに施設も建てて。それで、散らばる場合どうしても集会所等を利用してというのが多い形態でございます。そうすると集会所を自由に使える機会が少なくなるというようなこともございまして、亘理町としては新たに施設を建てて、そこを中心に活動を行いたいというふうなことでございました。あと、繰り返しになりますけれども、産業観光課のほうでの事業に付随するものというようなことで、全く別事業というふうにとらえておりましたので、確かにおくれておりますけれども、その分をサポート拠点事業のほうに振り分けるというのは、それはできませんでしたので、それだけのご了解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 高野議員とちょっと関連すると思っておりますけれども、農業用機械を貸し出しするわけですが、農家の方々にはどのように連絡、お知らせするかということです。広報広報と言いますが農家の方々にはなかなか見ていないんですね。ですから、FMあおぞらを使うとかそういった方法があるのか、それとも農家の方々だけに何かを発送するのかなどか、どういうふうなお知らせをするのかちょっとお聞きしたいです。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 貸与する対象者というのをある程度今絞り込みをしております。冒頭にはありますように被災した農家、その中で担い手の方、町のほうで認定している担い手、その中には認定農業者、あと生産組織及び機械の共同組織の方々でございますので、農協さんとタイアップしながらその方々に通知等をしてPRしていきたいと。きのうもほ場整備の役員会議というので、団体長関係とか農政推進等実行組合長さん、あと土地改良区の相談員、役員の方々が集まって、きのう100人ぐらい集まったんですけれども、その中でもこの機械の貸与関係のことについては説明しております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 18ページです。体育館の設計委託料を今回は都市建設課で行うこととして593万9,000円を減額しておりますけれども、そのほかの体育館につきまし

ては委託料、実施計画に係る委託料としてかなり計上しているんですけども、この町でできる実施計画と、ほかに委託しなくちゃならない実施計画の違いを教えてくださいたいと思います。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） ただいまの質問についてお答えいたします。今回の体育館でございますが、震災の影響を受けまして、工事の規模といたしましては外壁、内壁をすべて取り壊して、その上で再度改修するという工事の内容となっております。その点について専門的な工事も多いというところから、設計業者のほうに委託したほうがスムーズに進むのじゃないかということで、今回は委託とさせていただいたものでございます。通常の修繕工事でございますと、見積もりをとりながら設計を組めるということもございますが、その点との違いでもって今回は委託させていただきたいということで、今回計上させていただいております。以上でございます。

議長（安細隆之君） そのほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 16ページでございまして、7款の1項2目商工振興事務経費。これらの補償補填及び賠償金ということでございますが、これの具体的な内容を質問いたします。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 今回の補償補てんの23万2,000円でございますが、今まで中小企業振興資金が入ったんですけども、いろいろこういう経済の中で倒産したと。それで残金が発生します。その残金について今回の補償補てんでございます。今回は、2件の補償補てんでございました。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。6番安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） 16ページのいちご団地造成事業のことについてお尋ねをいたします。吉田地区のほうに約70ヘクタールのいちご団地を造成するという計画ですけども、このことについて今の現況、土地の賃貸もしくは借り上げはどのようになっているのか。

また、そこを使ってやりたいという方たちの募集もかけているのかどうかということで、この事業の進捗状況、今現在のところをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） ご質問でございますが、まずいちご団地、吉田だけでございません。今回やっている団地は浜吉田いちご団地ということで、常磐自動車道西側にいちごファームという、よく知っている今回の復興計画の中に位置づけしていたんですけれども、あそこの箇所が約30ヘクタールほど。

あともう1カ所、開墾場いちご団地という名称をつけていますけれども、前は農協さんのいちごの選果場、あの辺の周辺にちょうど今回復興計画の中で二線堤、舟入側から二線堤をつくるんですが、そっちの西側のほうに、橋本堀ですか、橋本堀の西側ですね、二線堤の際に、大畑浜と吉田浜のちょうど中間の付近に約30ヘクタールほど想定しています。

もう一つが鳥屋崎。うちのほうで今インターを、スマートICの設置を要望している箇所の反対、東側ですね、その辺に10ヘクタールほど創設したい。この中でいちごの団地がほぼ大半を占めますけれども、この鳥屋崎のほうについては、野菜とかそういうものの団地もあります。

そういうことで、今約70ヘクタールと言っていますが、77ぐらいの応募があります。ただ、きちっと割り振り、またこの応募者の中で本当に経営していけるのか、6年ぐらい本当に持続できるのか、その辺を今審査しながら少し絞り込みをしています。それで約70ヘクタールということで考えております。

この土地につきましては、とりあえず借地、借りるということで、実験事業よりいちごファーム2ヘクタールについては年度内に9人ほどの所有者いたんですが了解もらっています。今後、62ヘクタール、まあ70ヘクタールとすればあと68ヘクタールについては、1月末から2月いっぱいかけてうちの職員と農協と、あと土地改良区の職員をお願いしまして、底地の借り上げについて1軒1軒回って了解をもらっていきいたいと考えています。

そういうことで、いろいろと、70ヘクタールというのも膨大な土地でございますので、議員各位のほうからも今回の復興の旗印という観点から、底地については貸してあげてほしいという旨を言ってもらえれば大変ありがたいと思いますので、今後ともよろしくお願いたしたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 6番安藤議員。

6番（安藤美重子君） 今回委託料という形で予算計上しているわけですがけれども、この

委託、測量試験はいつぐらいまでに完了する予定であるのか。また、24年度には作付といえばいいか、事業を行うことができるのかどうか、その辺の状況についてもお聞かせください。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 今回いちご団地の造成事業につきましては、測量費と設計費を計上しております。3月までに設計を上げて4月早々に発注したいと。新年度に工事費等については計上する予定でございます。

質問ありましたように、本来ならばこの事業というのは、事前着工というとなると難しいと言われていた事業でございますが、国のほうに設計、測量を最初にしないとことし24年の作付には間に合わないというような形になります。何分、70ヘクタールという造成をするのにも時間かかります。ただ全部が全部、じゃあパーフェクトに作付できるのかと言われると無理ではないのかなと私は思っています。今回、工事についてもある程度70ヘクタールを一括ではなくて小分けして発注していかないとできないのかなと、うちの職員ともこのごろ話ししているんですけども。4月に造成しハウスを建てる。となった場合、じゃあ100%建てられるのかというのが心配なんです。下手をすると半分ぐらいで終わるのかなと、今のところ。ただ、そうなった場合、半分の人たちの順位づけをどのようにするのかというの、今後検討していかなければ。ただ、町としては、なるべくいちごの作付をできる限りしてやりたいという気持ちはありますので、それに邁進していきたいというのだけで、すみませんけれども、今のところ答弁をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号 平成23年度亙理町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 平成23年度互理町一般会計補正予算（第7号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 教育委員会委員の任命について

議長（安細隆之君） 日程第5、議案第2号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、議案第2号についてご説明を申し上げます。

教育委員会委員の任命につきましては、次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所につきましては、互理町字江下70番地の8、氏名は佐藤徳美さんでございます。生年月日は、昭和40年10月25日でございます。

経歴については裏面に掲載されておりますけれども、昭和61年の3月に尚綱女学院短期大学を卒業されまして、同年4月から学校法人岩沼学園岩沼南こぼと幼稚園教諭として勤務され、平成5年3月まで。さらには、臨時職員として同職場に2年間、合わせまして9年間にわたりまして幼児教育の現場で力を発揮された方です。そして、退職後、豊富な知識と経験を買われまして、平成20年の5月から本町の働く婦人の家の臨時職員として平成21年の3月まで勤務されるとともに、平成22年の4月から互理中学校のPTA会長として、そして平成23年4月からは互理小学校のPTA会長として、常に教育行政あるいは青少年の健全育成などに携わり力を発揮された方でございます。

また、佐藤さんは宮城県子育てサポーターリーダー行政講座を受講され、本町の子育てサポーターの指導者として、あるいはサポーターの一員として平成12年5月から地域における家庭教育支援事業などにも積極的に活動されております。さらには、平成19年4月からは本町の社会教育委員として、そして平成21年4月からはご承知のとおり互理町教育委員会委員に就任され、現在までさまざまな教育行政課題に対し適切な対応を行うことや、新しい議題に即応する教育内容の実現あるいは生涯学習の推進に、そしてスポーツの振興に当たられておったわけでご

ざいます。

長年にわたり培われた豊富な経験と知識が今後も必要であり、熟慮の結果、高潔な人格の方であり、佐藤徳美さんが最適任であり、本町教育行政の進展に重要であると考え教育委員会委員として任命したいので、提案いたしましたところでございます。皆さんのご同意方、よろしくお願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより議案第2号 教育委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（安細隆之君） 起立全員。着席願います。よって、議案第2号 教育委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

日程第6 農業委員会委員の推薦について

議長（安細隆之君） 日程第6、農業委員会委員の推薦についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員は、亶理町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例に基づき、亶理町吉田字作田56番地 片平洋之氏、亶理町字東郷9番地77-2 木村律子氏、亶理町逢隈鷺屋字高田92番地 菊地恵美子氏、以上の方を推薦したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員は、片平洋之氏、木村律子氏、菊地恵美子氏、以上の方を推薦することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審査は、全部終了いたしました。

これをもって、平成24年1月第4回亘理町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午前11時03分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 熊 澤 勇

署 名 議 員 佐 藤 ア ヤ